

## 令和7年度葛巻町食料品物価高騰対策支援事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、物価高騰対策として、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、葛巻町（以下「町」という。）が、全世帯にくずまき商業協同組合が発行するくずまき商品券（以下「商品券」という。）を交付し負担軽減に努めると共に、地域商品券の使用による地域経済の活性化を図ることを目的に、臨時的な措置として実施する令和7年度葛巻町食料品物価高騰対策支援事業に関し、必要な事項を定める。

(交付対象者)

**第2条** 商品券の交付対象者は、令和8年2月1日（以下「基準日」という。）において、町の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて町の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。）で構成される世帯の世帯主とする。

(受給権者)

**第3条** 商品券の受給権者は、前条に規定する交付対象者とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成員がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者とし、これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成員のうちから選ばれた者とする。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(交付額)

**第4条** 第2条に規定する交付対象者に対して交付する商品券の額は、当該世帯の世帯構成員1人につき10,000円とする。

(交付対象者となった旨の通知)

**第5条** 町長は、交付対象者に対し、商品券の交付対象者となった旨の通知を行う。

2 前項の通知を受けた交付対象者は、令和7年度葛巻町食料品物価高騰対策支援事業商品券受給拒否届出書（様式第1号）により商品券の受給の拒否を申し出ることができる。また、この場合、町は交付対象者に公的身分証明書の写し等を提出させることにより、当該受給権者本人であることを確認する。

3 町長は、指定した日までに前項の届出がないときは、商品券の交付を決定し、当該交付対象者に対し商品券を交付する。

(交付の方式)

**第6条** 町長は、交付対象者（前条第2項の規定により受給の拒否を申し出た者を除く。）に対し商品券を受取者の記録を確認できる郵便により交付する。

2 前項の規定により郵送した商品券が宛先不明等の理由で町に返戻された商品券の受給権者が商品券の交付を受けようとする場合は、令和7年度葛巻町食料品物価高騰対策支援事業商品券交付申請書（様式第2号）により、町長に申請しなければならない。この場合、町は受給権

者に公的身分証明書の写し等を提出させることにより、当該受給権者本人であることを確認する。

(代理による申請)

**第7条** 受給権者に代わり、第5条第2項及び前条第2項の規定による申請を行うことができる者(以下「代理人」という。)は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成員
- (2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者

2 代理人が前項による申請を行うときは、原則として受給権者の委任状を提出する。また、この場合、町は代理人に対し公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、当該代理人が本人であることを確認する。

(商品券の交付等に関する周知等)

**第8条** 町長は、事業の実施にあたり、交付の要件、交付額等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

(交付が行われなかった場合等の取扱い)

**第9条** 町長が前条の規定により周知を行ったにもかかわらず、令和8年4月30日までに受給権者が商品券を受け取らなかった場合、受給権者が商品券の受給を辞退したものとみなす。

(商品券の使用期間)

**第10条** 商品券の使用期間は、交付を受けた日から令和8年6月30日までとする。

(不当利得の返還)

**第11条** 町長は、偽りその他不正の手段により商品券の交付を受けた者に対し、交付を行った商品券の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

**第12条** 商品券の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

**第13条** この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年6月30日限り、その効力を失う。

## 別記（第4条関係）

### 1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以

下「申出者」という。）及びその同伴者を独立した世帯とみなし、基準日時点で申出者が町に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の商品券を町から支給する。

① 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別に行っている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において町に住民票を移していない者

② 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅に帰れない事情を抱えている者

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

② 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関、関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

③ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

④ ①から③に掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

### 2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の(1)から(6)までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）及び(6)における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、町における申請・受給権者とする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8

項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。（2）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）

- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は、同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第373号）第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (4) 生活保護法（昭和25年法律144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）
- (6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

### 3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、町の住民基本台帳に記録されている者については、町における申請・受給権者とする。ただし、町で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課から商品券支給担当課に対して、施設所在市町村に住民票を移していな

い措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

- (1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

#### 4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、町において住民基本台帳に記録されたときは、町における申請・受給権者とする。

#### 5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると町に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを町長が相当と認めるときは、町における申請・受給権者とする。